

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)①

デジタル・グリーン分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

詳細な情報は右から



対象となる事業主

- 下記①～④のすべてに該当する事業主です。
 - 上記対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
→詳細は各コースのページをご確認ください。
 - 対象労働者を、次のいずれかの成長分野の業務に従事させる事業主であること。
 - ・デジタル化関係業務 ・グリーン化、カーボンニュートラル化関係業務
 - 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。
 - ②と③についての報告書を提出すること。

対象労働者

就職が困難な方

通常のコース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・ウクライナ避難民 ・補完的保護対象者※ など
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者 ・難治性疾患患者
中高年層安定雇用支援コース	・就職氷河期世代を含む中高年層で、不安定な雇用を繰り返す者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者 ・生活困窮者

※ 出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者

- ・採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし、「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります。また「就職氷河期世代不安定雇用者」は、1968年4月2日から1988年4月1日生まれの方が助成対象です。）

採用の雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新[※]）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合は助成対象となりません。

※ 「中高年層安定雇用支援コース」は、正規雇用の場合のみ助成対象となります。

これまでの職歴

未経験職種に就職する方が対象です

- ・求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介をします。原則は、それをもって対象者の要件に該当するものとなります。なお、ハローワークでは、求人票の職業分類番号に該当する職種の経験がない場合を未経験職種と扱います。
- ・採用日から起算して過去5年間に於いて経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱います。
※パート・アルバイトでの就労経験であっても、正規雇用労働者と同程度の職業能力を有する場合や、過去10年間に5年以上「正規雇用労働者」として当該業務の就労経験がある場合は除きます。

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高齢者（60歳以上） 生活保護受給者等 など	90万円（75万円） 短時間：60万円（45万円）	45万円（37.5万円）× 2 期 短時間：30万円（22.5万円）× 2 期
就職氷河期世代を含む 中高年層の不安定雇用者	90万円（75万円）	45万円（37.5万円）× 2 期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円（75万円） 短時間：120万円（45万円）	45万円×4期（37.5万円×2期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円（150万円） 短時間：120万円（45万円）	60万円×6期（50万円×3期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）

※（ ）内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

「成長分野の業務に従事させる事業主」の判断基準

「成長分野等の業務に従事させる事業主」に該当するかどうかは、対象労働者に従事させる業務の内容で判断します。具体的には、次の専門的な職業に関する業務が該当します。

デジタル分野	職業分類表※の「情報処理・通信技術者」、「その他の技術の職業(データサイエンティストに限る)」及び「デザイナー（ウェブデザイナー、グラフィックデザイナーに限る）」に該当する業務 具体的な例は次ページをご覧ください。
グリーン分野	職業分類表※の「研究・技術の職業」に該当する業務（脱炭素・低炭素化などに関するものに限る）

※職業分類表について
第5回改定 厚生労働省編職業分類「職業分類表」

- ・少しでも成長分野等の業務を行えばよい、少しでも要素が入っていればよいというものではなく、対象労働者が従事する業務の**主たる部分が成長分野の業務に該当するといえる必要があります**。
- ・対象業務に該当するかは、求人票や雇用契約書などにより確認します。

情報処理・通信技術者



研究・技術の職業



支給申請の手続き

